

資料3 その他

松山河川国道事務所
令和5年3月24日



令和5年3月22日
松山河川国道事務所

石手川ダムで35万m³を確保

～石手川ダムの弾力的管理(試行)開始～

■概要

松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所では、ダムの弾力的管理（試行）を、令和5年4月1日から実施します。

ダム下流の河川環境の整備と保全、異常渴水時の流水の正常な機能を維持するための流量補給等を目的として、平常時の最高貯水位201.20mを試行的に1m高くして202.20mで管理を行います。（活用容量35万m³）

つきましては、下記の日時、場所で報道関係者向けの説明会を開催いたしますので、ふるってご参加下さい。

■開催日時

令和5年3月24日（金）10：00～11：00

■開催場所

松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所（操作室）

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

問い合わせ先

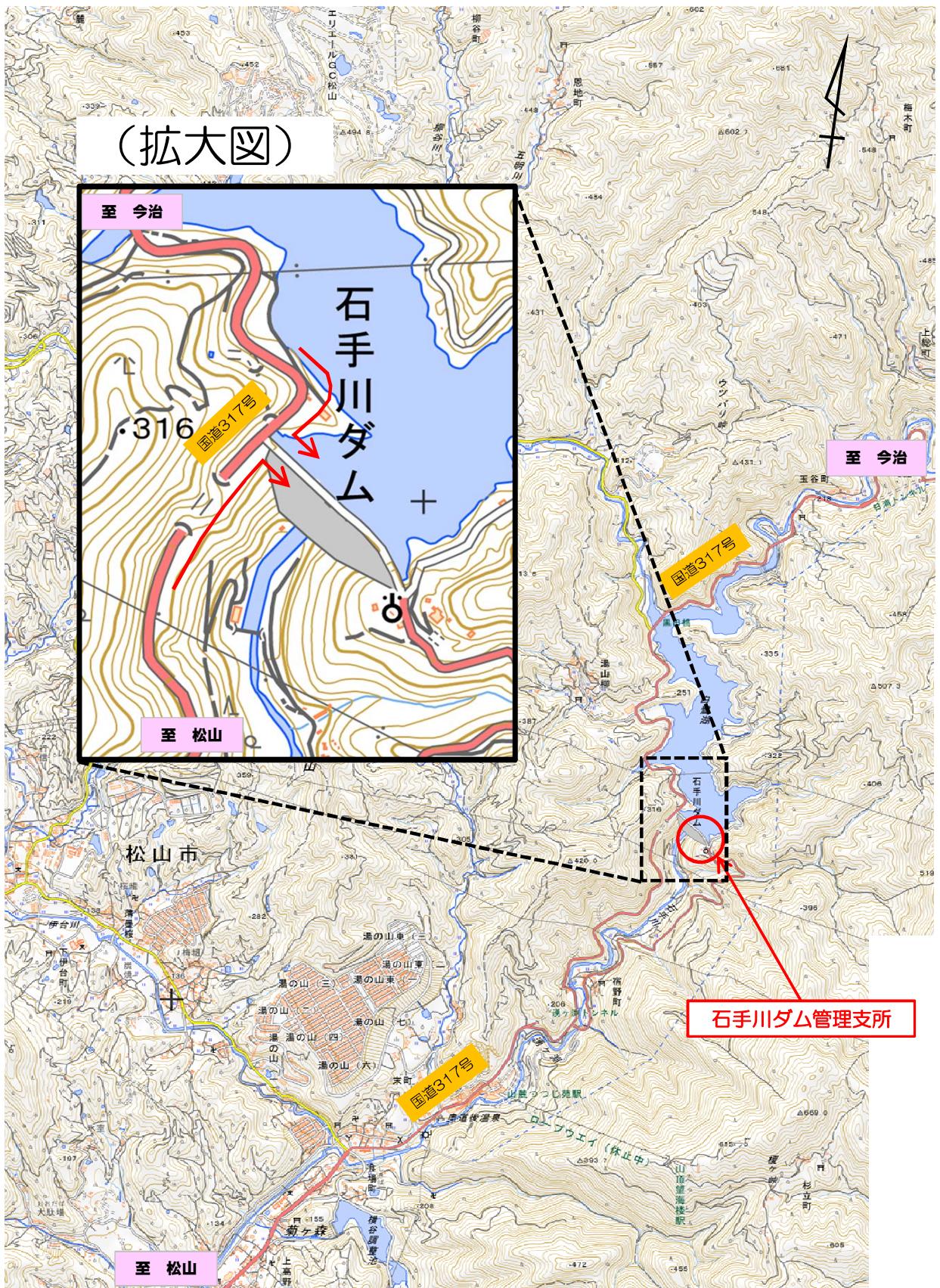
国土交通省松山河川国道事務所

副所長（河川）	藤田 博史	TEL 089-972-0034（代）
河川管理課長	外山 定夫	TEL 089-972-0034（代）
◎石手川ダム管理支所長	中村 成孝	TEL 089-977-0021（代）

◎：主なお問い合わせ先

石手川ダムの弾力的管理 現場説明会 会場位置図

※3月24日（金） 10:00～（受付9:30～）



※この地図は国土地理院図（電子国土Web）に加筆したものである。

- ・ダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流水の正常な機能を維持するための流量の補給や水質事故の希釈用水の補給等を目的とする。

○ダムの弾力的管理について（平成 30 年 5 月 28 日付国水流第 4 号）（抜粋）

この度、既存施設の有効活用の観点から弾力的管理の目的について、異常渇水時の流水の正常な機能を維持するための流量の補給や水質事故の希釈用水の補給等を行うとともに、放流水を用いた水力発電への活用を可能とするよう別紙のとおり「ダムの弾力的管理指針（案）」を改定したので、今後は本指針（案）に基づき実施されたい。

ダムの弾力的管理指針（案）

1. 目的

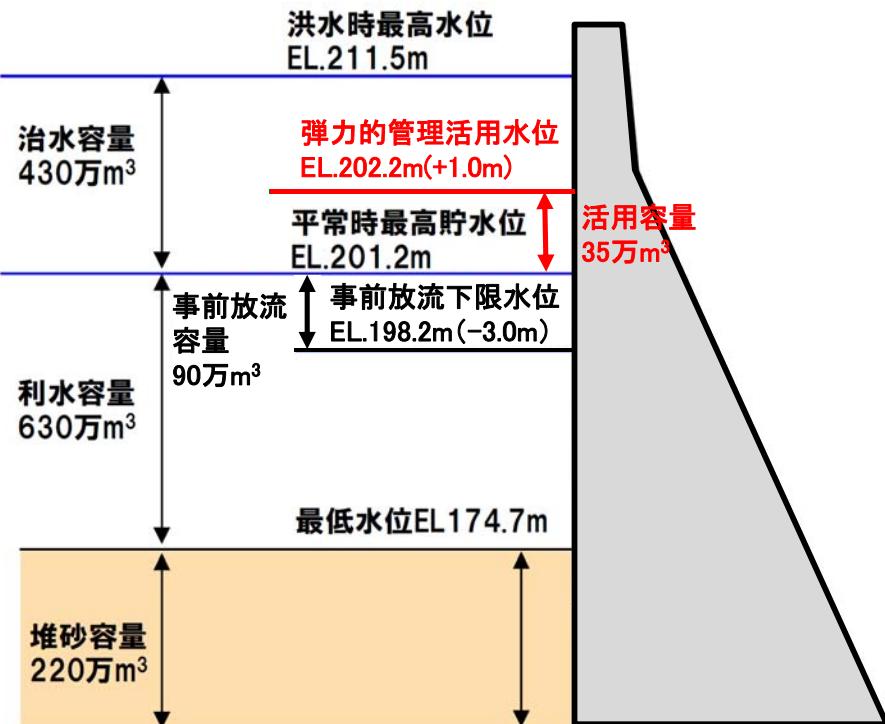
ダムの弾力的管理は、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流することによりダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流水の正常な機能を維持するための流量の補給や水質事故の希釈用水の補給等を目的に行うものである。

また、活用貯留水を用いて水力発電に活用することができるものとする。

なお、特定の利水のために行うこととする目的としてはならない。

- ・弾力的管理の活用水位の上限は202.2m(平常時最高貯水位+1m)として運用する。

弾力的管理活用水位



弾力的管理の操作イメージ

